

鈴鹿市立中学校における部活動の地域移行に関する協議会傍聴要領

1 傍聴の手続

協議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、協議会開始予定時刻の30分前から10分前までに、受付で傍聴券の交付を受け、職員の指示に従って会場に入室します。

2 傍聴の定員

傍聴席は、5席とします。ただし、定員を超えて傍聴希望者がいる場合は、抽選により傍聴者を決定します。

3 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器その他危険なものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

すべての傍聴者は、次の事項を十分理解した上で、傍聴しなければなりません。

- (1) 一切の発言はできません。
- (2) みだりに傍聴席を離れないでください。
- (3) 途中入場は認めません。
- (4) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法による公然とした可否の表明はできません。
- (5) 飲食又は喫煙はできません。
- (6) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、特に教育委員会の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 携帯電話、モバイル端末等の使用はできません。ただし、特に教育委員会の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (8) その他会議の公正、円滑な運営に支障となる行為はできません。
- (9) 前各号に定めるもののほか、すべて職員の指示に従うものとします。

5 傍聴者の退室

傍聴者は、教育委員会が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴者がこの要領に定める事項に従わない場合で、教育委員会から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければなりません。

6 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は、教育委員会が協議会に諮って定めるものとし、傍聴者はそれに従うものとします。

附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。